

## 行政法

〔11月号出題問題と解説〕

〔問〕 次の【事例】を読んで、〔設問1〕～〔設問3〕に答えなさい。（解答の時点は2010〔平成22〕年10月1日とする。）

## 【事例】

- (1) Xは、倉庫業（物品の冷蔵及びその保管）を営む法人である。本件倉庫は、平成13年度分から固定資産税の課税対象となった非木造家屋であり、現在に至るまでXが所有している。
- (2) 地方税法によれば、市町村長は、原則として、固定資産税評価基準（総務省告示）（以下「評価基準」という。）によって固定資産の価格を決定しなければならないところ（地方税法403条1項、388条1項）、評価基準は、非木造家屋の損耗の状況による減点補正率を「非木造家屋経年減点補正率基準表」（以下「本件基準表」という。）によって求めるものとされ、本件基準表においては、工場、倉庫、発電所等について用途別に区分して経年減点補正率が定められ、冷凍倉庫用の建物（以下「冷凍倉庫」という。）の価格は、「一般用倉庫」よりも低く評価されることになっている。
- (3) Y市の市長は、本件倉庫の価格を、平成13年度以降、本件基準表の「一般用倉庫」として決定し（以下「本件各価格決定」という。）、平成22年度に至るまで、これに基づき、Xに対し、本件倉庫の固定資産税の賦課決定を行ってきた（以下「本件各課税処分」という。）。Xは、平成22年度までの各年度、5月末日の法定納期限までに本件各課税処分に係る税額の固定資産税を納付した。
- (4) 地方税法416条1項に基づく家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間中である平成22年4月、Y市の固定資産税納税義務者Bから、Y市市長Aに対し、倉庫の評価についての疑義が提起された。同年5月、Y市の担当職員が、市内一斉調査の一環として本件倉庫にも赴き、本件基準表の適用に関する確認作業を行った結果、本件倉庫の経年減点補正率について、「一般用倉庫」ではなく「冷凍倉庫」を適用すべきことが判明した。
- (5) Aは、平成22年6月1日付けで、Xに対し、本件倉庫が「冷凍倉庫」に該当するとして、本件倉庫の登録価格を修正した旨を通知した上、地方税法17条の5第2項に基づき可能となる、平成18年度から平成22年度に係る本件倉庫の固定資産税につき、減額更正をし、当該各年度の納付済み税額と更正後税額との差額をXに還付した。
- (6) 地方税法によれば、固定資産税の納税者は、固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合には、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができ（432条1項本文）、同委員会の決定に不服があるときは、その取消しの訴えを提起することができる（434条1項）。そして、この審査を申し出ることができる事項については、審査の申出及びその決定に対する取消しの訴えによってのみ争うことができる（同条2項）とされているところ、Xは、本件訴えの提起に至るまで、本件倉庫の登録価格に関し、固定資産評価審査委員会に対する審査の申出を行ったことはなかった。
- (7) 地方税法によれば、違法な課税処分とそれに基づく納税がなされた場合でも、法定納期限の翌日から5年を経過したときは、課税庁は当該処分を取消し・変更できない（17条の5第2項）。また、過誤納金の還付請求権も、請求をすることができる日から5年を経過したときは、時効により消滅する（18条の3第1項）。なお、「請求をすることができる日」とは過誤納金の納付日をいうとされる（最判昭和52年3月31日）。

〔設問1〕 Xの立場から、無効確認訴訟において平成17年度分以前の本件各課税処分が無効であると主張するには、どのような構成が考えられるか。

〔設問2〕 Xは、平成17年度分以前の違法な本件各課税処分について、国家賠償請求訴訟を提起することができるか。

〔設問3〕 Xに損害賠償請求権が認められるとしても地方自治法236条の規定により5年の消滅時効が適用されるはずだと主張するYに対して、Xの立場からどのように反論したらよいか。

## 【関係法令】

◎地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）

（更正、決定等の期間制限）

第17条の5② 地方税の……税額を減少させる更正……は……法定納期限の翌日から起算して5年を経過す

る日まですることができる。

(還付金の消滅時効)

第18条の3① 地方団体の徴収金の過誤納により生ずる地方団体に対する請求権及びこの法律の規定による還付金に係る地方団体に対する請求権(……)は、その請求をすることができる日から5年を経過したときは、時効により消滅する。

(固定資産税に係る総務大臣の任務)

第388条① 総務大臣は、固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続(以下「固定資産評価基準」という。)を定め、これを告示しなければならない。……

(固定資産の評価に関する事務に従事する市町村の職員の任務)

第403条① 市町村長は、……第388条第1項の固定資産評価基準によつて、固定資産の価格を決定しなければならない。

(固定資産の価格等の決定等)

第410条 市町村長は、……固定資産の価格等を毎年三月三十一日までに決定しなければならない。

(固定資産の価格等の登録)

第411条① 市町村長は、……固定資産の価格等を決定した場合においては、直ちに当該固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しなければならない。

② 市町村長は、前項の規定によつて固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録した場合においては、直ちに、その旨を公示しなければならない。

(土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧)

第416条 市町村長は、固定資産税の納税者が、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る……家屋について……家屋課税台帳等に登録された価格と当該……家屋が所在する市町村内の他の……家屋の価格とを比較することができるよう、毎年4月1日から、4月20日又は当該年度の最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日までの間、その指定する場所において……家屋価格等縦覧帳簿……を当該市町村内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供しなければならない。……

(固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出)

第432条① 固定資産税の納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格(……)について不服がある場合においては、第411条第2項の規定による公示の日から納税通知書の交付を受けた日後60日まで……の間において、……文書をもつて、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる。……

② 行政不服審査法第10条から第13条まで、第14条第1項ただし書、第2項及び第4項並びに第21条の規定は、前項の審査の申出の手続について準用する。

(争訟の方式)

第434条① 固定資産税の納税者は、固定資産評価審査委員会の決定に不服があるときは、その取消しの訴えを提起することができる。

② 第432条第1項の規定により固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができる事項について不服がある固定資産税の納税者は、同項及び前項の規定によることによつてのみ争うことができる。

(出題・解説 = 西南学院大学法科大学院教授 / 石森久広)

## 1. 出題の趣旨

固定資産税の賦課処分については、地方税法上、賦課額の前提となる登録価格に対して審査の申出の制度が創設され(432条1項)、登録価格に不服がある場合は、あらかじめ審査の申出がなければこれについて訴訟を提起できないこととされている(433条1項)。本件各課税処分は、平成13年度以降、各年度ごとに賦課決定がなされ、登録価格に対する申出については、各年度とも審査の申出期間及

び出訴期間を途過しており、取消訴訟の提起はできない。そこで〔設問1〕では、過誤納金の還付を受けられない平成17年度分以前の各課税処分につき無効を主張するという設定において、それをどのように構成すべきかが問われている。〔設問2〕では、処分そのものの効力は争わず、当該各課税処分が違法であることを理由として国家賠償の請求をするとして、その際に、あらかじめ当該処分につき取消し又は無効確認の判決を得ておかなければ

ればならないかが問われている。そして〔設問3〕は、国家賠償請求が認められるとして、その請求権の時効に関してどの規定が適用されるかを問うものである。〔設問1〕は行政処分の無効、〔設問2〕は行政処分の公定力（取消訴訟の排他性）と国家賠償、〔設問3〕は国家賠償請求権と時効、がテーマとなる。

本問は、最判平成22年6月3日判時2083号71頁（第1審：名古屋地判平成20年7月9日判例地方自治332号43頁、控訴審：名古屋高判平成21年3月13日判例地方自治332号40頁）（以下「第1事件」という）、名古屋高判平成21年4月23日判時2058号37頁（第1審：名古屋地判平成20年7月23日）（以下「第2事件」という）、浦和地判平成4年2月24日判時1429号105頁を素材に作成した。

## 2. 〔設問1〕について

(1) 処分の無効は、判例に従えば、瑕疵の重大かつ明白性を主張することで構成することになるかもしれないが、本件のような課税処分については、最判昭和48年4月26日（百選I-81, CB2-3）を想起し、明白性を不要としたうえで瑕疵の重大性を主張するという構成をするのでよいと思われる。最判昭和48年4月26日は、「一般に、課税処分が課税庁と被課税者との間にのみ存するもので、処分の存在を信頼する第三者の保護を考慮する必要のないこと等を勘案すれば、当該処分における内容上の過誤が課税要件の根幹についてのそれであって、徴税行政の安定とその円滑な運営の要請を斟酌してもなお、不服申立期間の徒過による不可争的効果の発生を理由として被課税者に右処分による不利益を甘受させることが、著しく不当と認められるような例外的な事情のある場合には、前記の過誤による瑕疵は、当該処分を当然無効ならしめるものと解するのが相当である」とする。

瑕疵の重大性については、本件過誤がいか

に処分要件の根幹にかかわるものであるかを論じることになろう。そうすると、規定の趣旨として、建物は多様であるがゆえ賦課決定の前提となる登録価格については各建物ごとに実態に即した適正な決定を行うべく慎重な手続がおかれていることを指摘し、本件過誤はその価格決定手続のなかでも最も基礎となる判断にかかるもので、かつ「冷凍倉庫用」該当という羈束的判断を誤ったもの、という点を中心に構成することになろう。

ちなみに、第1事件第1審における原告側の主張は、次のようになされている。「建物は、時間の経過に伴って損耗していくものであり、建物の価値も損耗の程度により減少していくことが当然の前提となるから、建物に対する評価の場合は、経年による損耗の程度を価格に適正に反映させることが評価の根本となる。そして、経年減点補正率は、建物の価値を適正に評価し課税評価額に反映させるとともに、建物ごとに異なる損耗の程度の差を調整するものであるから、価格の算定において基本的かつ絶対的な役割を果たすものである。したがって、経年減点補正率の適用を誤るということは、適正な資産価値に対する課税であるべき固定資産税の本質を無視するものであり、固定資産税の課税要件の根幹に関わる重大な瑕疵を犯したというべきものである」。

(2) 上記の第1事件、第2事件ともに、重大かつ明白な瑕疵があるとして構成されているのであるが、本件において明白性の要件の充足は容易なことではないと思われるところ、第2事件の控訴審判決においては、結論として重大かつ明白な瑕疵が認められている。それによれば、「本件各倉庫は、本件基準表7(2)の『冷凍倉庫用のもの』に該当するというべきで、〔Y市〕担当者が、その経年減点補正率を適用せず、同表7(1)〔一般用倉庫〕のそれを適用して過大に価格を評価し、これに基づき過大な課税徴収が行われた点で、本件各

課税処分には誤りがあるといわなければならない。「その誤りは、本件基準表7(2)の定める『冷凍倉庫用のもの』についての自明の解釈を誤り、控訴人らの冷凍倉庫をこれに該当しないとした重大明白なものであって、本件各課税処分には無効事由に該当する瑕疵があるというべきである。被控訴人は、無効事由となるべき瑕疵はない旨を主張するところ、その主たる論拠は、課税行政庁に一義的な判断基準がなかったというものであるが、課税行政庁側の内部的な事情があったことを物語るにすぎず、このことを納税者の負担に転嫁させる合理的な理由はない。なお、上記の誤りは、課税客体を誤ったというようなものではなく、経年減点補正率の適用要件のあてはめを誤ったというものではあるが、明白な誤りであり、かつ、納税額の違いをもたらす以上、看過できないものというべきである。」という論の進め方がされている。

ここでは、課税要件明確主義の要請（「当該文言が一義的であるべき」）が明白性を支える論拠として用いられていると解されるが、これは解釈・適用の誤りの重大性を支える論拠としても（「拡張解釈や類推解釈を行うことは厳格に」）、同様に利用可能ではないかと思われる。

### 3. [設問2] について

(1) 処分が行われれば、これに不服がある場合は所定の期間内に取消訴訟で争うことになっている（取消訴訟の排他性）。これは、処分が当該法律の目指す公益を達成する手段であるところ、早期に確定する必要や多くの潜在的な第三者に見通し可能性を与えるという価値に支えられている。言い換えると、そのような処分の効力を覆される訴訟が後から後から起こされたのでは、とても公益など実現できないということである。しかし、国家賠償請求であれば、仮に当該処分が違法と認定されたとしても、当該処分の効力そのものを

覆すものではなく、取消訴訟の排他性を支える論拠には抵触しないと考える。一般にも、公定力ないし取消訴訟の排他性は国家賠償には及ばないと理解されており、最判昭和36年4月21日（百選Ⅱ - 233）も、「行政処分が違法であることを理由として国家賠償の請求をするについては、あらかじめ右行政処分につき取消又は無効確認の判決を得なければならないものではない。」として、これを認めている。

(2) しかし、処分の内容が金銭給付を求めるものであるとなると話は違ってくる。取消訴訟の意味も究極的には処分が求める金銭の支払いを拒むものだとすれば、原告にとってみれば、取消訴訟でも国家賠償訴訟でもどちらで勝訴しても目的は達せられるからである。つまり、出訴に時間的に余裕のある国家賠償が認められるならば、無理にあわてて取消訴訟で争う必要がなくなり、そうすると、所定の期間内に取消訴訟を、ということの意味が没却されてしまうのである。したがって、金銭給付を内容とする処分には国家賠償は認められないとする見解も有力であり、たとえば、第1事件の名古屋地判も以下のように述べて、国家賠償の提起を否定している。「行政処分は、たとえ違法であっても、その違法が重大かつ明白で当該処分を当然無効ならしめるものと認めるべき場合を除いては、適法に取り消されない限り完全にその効力を有するものと解されること（最高裁判所昭和30年12月26日第三小法廷判決・民集9巻14号2070頁参照）、固定資産税等の過納金相当額を損害とする国家賠償法に基づく損害賠償請求を許容することは、実質的に、課税処分を取り消すことなく過納金の還付を請求することを認めることとなって、課税処分等の不服申立期間を制限した上記法の趣旨を潜脱することになるばかりか、課税処分の公定力をも実質的に否定することになる。原告は、取消訴訟は違法な処分

から生じた損害の補てんまで予定されているものではないから、取消訴訟と国家賠償請求訴訟は目的・効果を異にする旨主張するが、行政処分の取消判決は、処分をした行政庁等を拘束するため（行政事件訴訟法33条1項）、当該行政庁は、取消判決の趣旨に適合するような措置をとることになるところ、課税処分の取消しの場合、当然過納付部分を還付することとなるのであるから、課税処分の違法を理由とし、過納金相当額を損害とする国家賠償法に基づく損害賠償請求に関しては、結局課税処分の取消訴訟と目的・効果を同一にするというほかない。

(3) これに対して、租税の賦課処分に関することだからといって、その要件を具備する限り国家賠償請求が許されないと解すべき理由は無いとする考え方も存在する。上記浦和地判は下級審レベルでそれを承認したものである。取消訴訟と国家賠償訴訟では立証責任の相違があり、また、国家賠償訴訟では「過失」も問題となるため「過失」の態様や過失相殺等の検討を通じて取消訴訟とはまた別の事案に即した解決が可能であることなど、必ずしも国家賠償請求を認めることが取消訴訟の効果と全く同一のものであるとはいえない面も有するといえる。納税者側に審査の申出という手続の利用を必須条件とすることが本件処分にかかる紛争解決のあり方として適切か（納税者にとっての過誤の明白性、手続利用の容易さ等）の点からも、審査の申出を欠くことで国家賠償まで否定してしまうことには疑問を呈しうるであろう。

(4) そのようななか、上記最高裁は、これを承認する判決を下した。すなわち、「地方税法は、固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができる事項について不服がある固定資産税等の納税者は、同委員会に対する審査の申出及びその決定に対する取消しの訴

えによってのみ争うことができる旨を規定するが、同規定は、固定資産課税台帳に登録された価格自体の修正を求める手続に関するものであって（435条1項参照）、当該価格の決定が公務員の職務上の法的義務に違背してされた場合における国家賠償責任を否定する根拠となるものではない。「行政処分が違法であることを理由として国家賠償請求をするについては、あらかじめ当該行政処分について取消し又は無効確認の判決を得なければならないものではない（最高裁昭和35年（オ）第248号同36年4月21日第二小法廷判決・民集15巻4号850頁参照）。このことは、当該行政処分が金銭を納付させることを直接の目的としており、その違法を理由とする国家賠償請求を認めたとすれば、結果的に当該行政処分を取り消した場合と同様の経済的効果が得られるという場合であっても異ならないというべきである。」とした。

#### 4. [設問3] について

国家賠償請求が認められるとして、この場合の時効の取扱いについて地方自治法236条が持ち出されるのは、上記浦和地裁での行政側の主張においてであり、「原告らが被告に対しその主張の損害賠償請求権を有するとしても、その債権は、地方公共団体に対する金銭の交付を目的とする権利であるから、地方自治法第236条により固定資産税の納付の日から5年を経過した時点で時効により消滅する。したがって……〔請求の時点では〕全部時効消滅している」というものである。時効の起算点については、【事例(7)】で示された「納付日」とする地方税法上の解釈が準用されていると解されるが、いずれにしても、ここでは、国家賠償請求権については地方自治法236条は適用されないことがいえればよいであろう。規定の解釈として、地方自治法236条にいう「時効に関し他の法律に定めがある」の「他の法律」に国家賠償法があたり、

その国家賠償法には直接の規定のない時効については4条の「民法の規定」(民法724条)によることとなる, という主張や, あるいは最判昭和50年2月25日(百選I-35)を参考に, 地方自治法236条が消滅時効を5年にした趣旨は大量の債権債務を早期に決済する行政上の便宜であるとして, 損害賠償請求権はこの債権には入らないことを指摘することなどが考えられよう。

ちなみに, 上記浦和地判は, 「被告〔八潮市〕は, 原告らの右損害賠償請求権は地方自治法第236条により時効消滅したと主張するが, 国家賠償法第4条には, 国又は公共団体の損害賠償の責任については, 民法の規定による旨の定めがあり, 右損害賠償請求権については地方自治法第236条の規定は適用されないから, 被告の主張は失当である。」としている。これに従えば, 民法724条により,

国家賠償請求にかかる時効は「損害及び加害者を知った時から」3年, 除斥期間は20年となる。

#### 〈参考文献〉

・最判平成22年6月3日に関し

人見剛「固定資産税等の課税処分を違法とする国家賠償請求を, 同処分の取消訴訟手続を経ずに提起することができる」とされた事例」TKCローライブラリー速報判例解説 ◆行政法No.84(2010年)

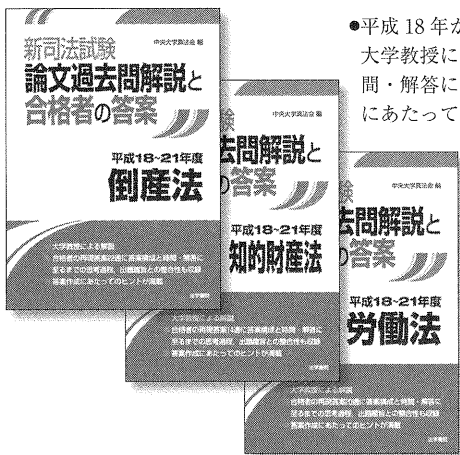
・名古屋高判平成21年4月23日に関し

中山代志子「違法な課税処分と国家賠償請求一名古屋高裁平成21年4月23日判決を中心に」自治研究86巻3号(2010年)123頁以下  
岩崎政明「固定資産税の賦課決定の違法を理由とする国家賠償請求が是認された事例」自治研究86巻10号(2010年)

# 新司法試験 論文過去問解説と合格者の答案

〈平成18～21年度〉

中央大学真法会 編 各B5判



●平成18年から21年までの新司法試験論文式試験を, 科目ごとに分類し, 大学教授による詳細な解説のほか, 合格者の再現答案とその答案構成, 時間・解答に至るまでの思考過程, 出題趣旨との整合性を収録。答案作成にあたってのヒントが満載!

## 倒産法

定価1,365円  
978-4-587-23400-3

## 知的財産法

定価1,155円  
978-4-587-23405-8

## 労働法

定価1,365円  
978-4-587-23410-2

法学書院

定価は税込(5%)



1 14の点について、Y市は、固定資産価値の減価償却率1  
 2 項上、この国賠2条の設置、管理、利用に必要経費を負担する  
 3 らない行為とならざる限り、①及び②は成立する。但し、  
 4 本件基準等の定め、第11条、Xの倉庫に評価可能な「倉庫倉庫と  
 5 評価し得ないものから、第12条とY市は、第13条を認め、  
 6 名で、①と並ぶ形でY市の上記決定は、第14条1項  
 7 及び38条1項に抵触するものではない。④は成立する。⑤は、Xが課税  
 8 11下類上題正答類との差額について、第15条1項、第16条1項、  
 9 ④は成立し、第17条1項の上記決定は、第18条1項、第19条1項、  
 10 成立する。  
 11 (下)で、第20条1項に連つて、第21条1項、第22条1項、第23条1項、  
 12 (1)名。  
 13 2 課税以外の14の点について、  
 14 (1)C、第24条1項、第25条1項、第26条1項、第27条1項、  
 15 1項、第28条1項、第29条1項、第30条1項、第31条1項、第32条1項、  
 16 無意味とする。①から、第33条1項、第34条1項、第35条1項、  
 17 ①から、第36条1項、第37条1項、第38条1項、第39条1項、  
 18 (1)C、第40条1項、第41条1項、第42条1項、第43条1項、  
 19 1項、第44条1項、第45条1項、第46条1項、第47条1項、  
 20 1項、第48条1項、第49条1項、第50条1項、第51条1項、  
 21 (下)で、X市、Y市の決定の違法性及び其の取消し  
 22 1項、第52条1項、第53条1項、第54条1項、第55条1項、  
 23 1項、第56条1項、第57条1項、第58条1項、第59条1項、  
 24 1項、第60条1項、第61条1項、第62条1項、第63条1項、  
 25 1項、第64条1項、第65条1項、第66条1項、第67条1項、  
 26 1項、第68条1項、第69条1項、第70条1項、第71条1項、  
 27 1項、第72条1項、第73条1項、第74条1項、第75条1項、  
 28 1項、第76条1項、第77条1項、第78条1項、第79条1項、  
 29 1項、第80条1項、第81条1項、第82条1項、第83条1項、  
 30 1項、第84条1項、第85条1項、第86条1項、第87条1項、  
 31 1項、第88条1項、第89条1項、第90条1項、第91条1項、  
 32 1項、第92条1項、第93条1項、第94条1項、第95条1項、  
 33 1項、第96条1項、第97条1項、第98条1項、第99条1項、  
 34 1項、第100条1項、第101条1項、第102条1項、第103条1項、  
 35 1項、第104条1項、第105条1項、第106条1項、第107条1項、  
 36 1項、第108条1項、第109条1項、第110条1項、第111条1項、  
 37 1項、第112条1項、第113条1項、第114条1項、第115条1項、  
 38 1項、第116条1項、第117条1項、第118条1項、第119条1項、  
 39 1項、第120条1項、第121条1項、第122条1項、第123条1項、  
 40 1項、第124条1項、第125条1項、第126条1項、第127条1項、  
 41 1項、第128条1項、第129条1項、第130条1項、第131条1項、  
 42 1項、第132条1項、第133条1項、第134条1項、第135条1項、  
 43 1項、第136条1項、第137条1項、第138条1項、第139条1項、  
 44 1項、第140条1項、第141条1項、第142条1項、第143条1項、  
 45 1項、第144条1項、第145条1項、第146条1項、第147条1項、  
 46 1項、第148条1項、第149条1項、第150条1項、第151条1項、  
 47 1項、第152条1項、第153条1項、第154条1項、第155条1項、  
 48 1項、第156条1項、第157条1項、第158条1項、第159条1項、  
 49 1項、第160条1項、第161条1項、第162条1項、第163条1項、  
 50 1項、第164条1項、第165条1項、第166条1項、第167条1項、  
 51 1項、第168条1項、第169条1項、第170条1項、第171条1項、  
 52 1項、第172条1項、第173条1項、第174条1項、第175条1項、  
 53 1項、第176条1項、第177条1項、第178条1項、第179条1項、  
 54 1項、第180条1項、第181条1項、第182条1項、第183条1項、  
 55 1項、第184条1項、第185条1項、第186条1項、第187条1項、  
 56 1項、第188条1項、第189条1項、第190条1項、第191条1項、  
 57 1項、第192条1項、第193条1項、第194条1項、第195条1項、  
 58 1項、第196条1項、第197条1項、第198条1項、第199条1項、  
 59 1項、第200条1項、第201条1項、第202条1項、第203条1項、  
 60 1項、第204条1項、第205条1項、第206条1項、第207条1項、  
 61 1項、第208条1項、第209条1項、第210条1項、第211条1項、  
 62 1項、第212条1項、第213条1項、第214条1項、第215条1項、  
 63 1項、第216条1項、第217条1項、第218条1項、第219条1項、  
 64 1項、第220条1項、第221条1項、第222条1項、第223条1項、  
 65 1項、第224条1項、第225条1項、第226条1項、第227条1項、  
 66 1項、第228条1項、第229条1項、第230条1項、第231条1項、  
 67 1項、第232条1項、第233条1項、第234条1項、第235条1項、  
 68 1項、第236条1項、第237条1項、第238条1項、第239条1項、  
 69 1項、第240条1項、第241条1項、第242条1項、第243条1項、  
 70 1項、第244条1項、第245条1項、第246条1項、第247条1項、  
 71 1項、第248条1項、第249条1項、第250条1項、第251条1項、  
 72 1項、第252条1項、第253条1項、第254条1項、第255条1項、  
 73 1項、第256条1項、第257条1項、第258条1項、第259条1項、  
 74 1項、第260条1項、第261条1項、第262条1項、第263条1項、  
 75 1項、第264条1項、第265条1項、第266条1項、第267条1項、  
 76 1項、第268条1項、第269条1項、第270条1項、第271条1項、  
 77 1項、第272条1項、第273条1項、第274条1項、第275条1項、  
 78 1項、第276条1項、第277条1項、第278条1項、第279条1項、  
 79 1項、第280条1項、第281条1項、第282条1項、第283条1項、  
 80 1項、第284条1項、第285条1項、第286条1項、第287条1項、  
 81 1項、第288条1項、第289条1項、第290条1項、第291条1項、  
 82 1項、第292条1項、第293条1項、第294条1項、第295条1項、  
 83 1項、第296条1項、第297条1項、第298条1項、第299条1項、  
 84 1項、第300条1項、第301条1項、第302条1項、第303条1項、  
 85 1項、第304条1項、第305条1項、第306条1項、第307条1項、  
 86 1項、第308条1項、第309条1項、第310条1項、第311条1項、  
 87 1項、第312条1項、第313条1項、第314条1項、第315条1項、  
 88 1項、第316条1項、第317条1項、第318条1項、第319条1項、  
 89 1項、第320条1項、第321条1項、第322条1項、第323条1項、  
 90 1項、第324条1項、第325条1項、第326条1項、第327条1項、  
 91 1項、第328条1項、第329条1項、第330条1項、第331条1項、  
 92 1項、第332条1項、第333条1項、第334条1項、第335条1項、  
 93 1項、第336条1項、第337条1項、第338条1項、第339条1項、  
 94 1項、第340条1項、第341条1項、第342条1項、第343条1項、  
 95 1項、第344条1項、第345条1項、第346条1項、第347条1項、  
 96 1項、第348条1項、第349条1項、第350条1項、第351条1項、  
 97 1項、第352条1項、第353条1項、第354条1項、第355条1項、  
 98 1項、第356条1項、第357条1項、第358条1項、第359条1項、  
 99 1項、第360条1項、第361条1項、第362条1項、第363条1項、  
 100 1項、第364条1項、第365条1項、第366条1項、第367条1項、  
 101 1項、第368条1項、第369条1項、第370条1項、第371条1項、  
 102 1項、第372条1項、第373条1項、第374条1項、第375条1項、  
 103 1項、第376条1項、第377条1項、第378条1項、第379条1項、  
 104 1項、第380条1項、第381条1項、第382条1項、第383条1項、  
 105 1項、第384条1項、第385条1項、第386条1項、第387条1項、  
 106 1項、第388条1項、第389条1項、第390条1項、第391条1項、  
 107 1項、第392条1項、第393条1項、第394条1項、第395条1項、  
 108 1項、第396条1項、第397条1項、第398条1項、第399条1項、  
 109 1項、第400条1項、第401条1項、第402条1項、第403条1項、  
 110 1項、第404条1項、第405条1項、第406条1項、第407条1項、  
 111 1項、第408条1項、第409条1項、第410条1項、第411条1項、  
 112 1項、第412条1項、第413条1項、第414条1項、第415条1項、  
 113 1項、第416条1項、第417条1項、第418条1項、第419条1項、  
 114 1項、第420条1項、第421条1項、第422条1項、第423条1項、  
 115 1項、第424条1項、第425条1項、第426条1項、第427条1項、  
 116 1項、第428条1項、第429条1項、第430条1項、第431条1項、  
 117 1項、第432条1項、第433条1項、第434条1項、第435条1項、  
 118 1項、第436条1項、第437条1項、第438条1項、第439条1項、  
 119 1項、第440条1項、第441条1項、第442条1項、第443条1項、  
 120 1項、第444条1項、第445条1項、第446条1項、第447条1項、  
 121 1項、第448条1項、第449条1項、第450条1項、第451条1項、  
 122 1項、第452条1項、第453条1項、第454条1項、第455条1項、  
 123 1項、第456条1項、第457条1項、第458条1項、第459条1項、  
 124 1項、第460条1項、第461条1項、第462条1項、第463条1項、  
 125 1項、第464条1項、第465条1項、第466条1項、第467条1項、  
 126 1項、第468条1項、第469条1項、第470条1項、第471条1項、  
 127 1項、第472条1項、第473条1項、第474条1項、第475条1項、  
 128 1項、第476条1項、第477条1項、第478条1項、第479条1項、  
 129 1項、第480条1項、第481条1項、第482条1項、第483条1項、  
 130 1項、第484条1項、第485条1項、第486条1項、第487条1項、  
 131 1項、第488条1項、第489条1項、第490条1項、第491条1項、  
 132 1項、第492条1項、第493条1項、第494条1項、第495条1項、  
 133 1項、第496条1項、第497条1項、第498条1項、第499条1項、  
 134 1項、第500条1項、第501条1項、第502条1項、第503条1項、  
 135 1項、第504条1項、第505条1項、第506条1項、第507条1項、  
 136 1項、第508条1項、第509条1項、第510条1項、第511条1項、  
 137 1項、第512条1項、第513条1項、第514条1項、第515条1項、  
 138 1項、第516条1項、第517条1項、第518条1項、第519条1項、  
 139 1項、第520条1項、第521条1項、第522条1項、第523条1項、  
 140 1項、第524条1項、第525条1項、第526条1項、第527条1項、  
 141 1項、第528条1項、第529条1項、第530条1項、第531条1項、  
 142 1項、第532条1項、第533条1項、第534条1項、第535条1項、  
 143 1項、第536条1項、第537条1項、第538条1項、第539条1項、  
 144 1項、第540条1項、第541条1項、第542条1項、第543条1項、  
 145 1項、第544条1項、第545条1項、第546条1項、第547条1項、  
 146 1項、第548条1項、第549条1項、第550条1項、第551条1項、  
 147 1項、第552条1項、第553条1項、第554条1項、第555条1項、  
 148 1項、第556条1項、第557条1項、第558条1項、第559条1項、  
 149 1項、第560条1項、第561条1項、第562条1項、第563条1項、  
 150 1項、第564条1項、第565条1項、第566条1項、第567条1項、  
 151 1項、第568条1項、第569条1項、第570条1項、第571条1項、  
 152 1項、第572条1項、第573条1項、第574条1項、第575条1項、  
 153 1項、第576条1項、第577条1項、第578条1項、第579条1項、  
 154 1項、第580条1項、第581条1項、第582条1項、第583条1項、  
 155 1項、第584条1項、第585条1項、第586条1項、第587条1項、  
 156 1項、第588条1項、第589条1項、第590条1項、第591条1項、  
 157 1項、第592条1項、第593条1項、第594条1項、第595条1項、  
 158 1項、第596条1項、第597条1項、第598条1項、第599条1項、  
 159 1項、第600条1項、第601条1項、第602条1項、第603条1項、  
 160 1項、第604条1項、第605条1項、第606条1項、第607条1項、  
 161 1項、第608条1項、第609条1項、第610条1項、第611条1項、  
 162 1項、第612条1項、第613条1項、第614条1項、第615条1項、  
 163 1項、第616条1項、第617条1項、第618条1項、第619条1項、  
 164 1項、第620条1項、第621条1項、第622条1項、第623条1項、  
 165 1項、第624条1項、第625条1項、第626条1項、第627条1項、  
 166 1項、第628条1項、第629条1項、第630条1項、第631条1項、  
 167 1項、第632条1項、第633条1項、第634条1項、第635条1項、  
 168 1項、第636条1項、第637条1項、第638条1項、第639条1項、  
 169 1項、第640条1項、第641条1項、第642条1項、第643条1項、  
 170 1項、第644条1項、第645条1項、第646条1項、第647条1項、  
 171 1項、第648条1項、第649条1項、第650条1項、第651条1項、  
 172 1項、第652条1項、第653条1項、第654条1項、第655条1項、  
 173 1項、第656条1項、第657条1項、第658条1項、第659条1項、  
 174 1項、第660条1項、第661条1項、第662条1項、第663条1項、  
 175 1項、第664条1項、第665条1項、第666条1項、第667条1項、  
 176 1項、第668条1項、第669条1項、第670条1項、第671条1項、  
 177 1項、第672条1項、第673条1項、第674条1項、第675条1項、  
 178 1項、第676条1項、第677条1項、第678条1項、第679条1項、  
 179 1項、第680条1項、第681条1項、第682条1項、第683条1項、  
 180 1項、第684条1項、第685条1項、第686条1項、第687条1項、  
 181 1項、第688条1項、第689条1項、第690条1項、第691条1項、  
 182 1項、第692条1項、第693条1項、第694条1項、第695条1項、  
 183 1項、第696条1項、第697条1項、第698条1項、第699条1項、  
 184 1項、第700条1項、第701条1項、第702条1項、第703条1項、  
 185 1項、第704条1項、第705条1項、第706条1項、第707条1項、  
 186 1項、第708条1項、第709条1項、第710条1項、第711条1項、  
 187 1項、第712条1項、第713条1項、第714条1項、第715条1項、  
 188 1項、第716条1項、第717条1項、第718条1項、第71

論点 (30 点)

問1 無効確認の訴え (10 点)

- ・ 無効事由
- ・ あてはめ (慣性)
- ・ あてはめ (明白性)

2 / 2  
 4 / 4 (12 加 0.5)  
 0 / 4  
 小計 8 / 10

問2 国家賠償請求 (10 点)

- ・ 取消訴訟の排他的管轄についての指摘
- ・ 国家賠償と排他的管轄との関係についての普及
- ・ 要件検討

3 / 3  
 4 / 4  
 3 / 3  
 小計 10 / 10

問3 時効 (10 点)

- ・ 地方自治法 236 条の非適用 (国賠法 4 条)
- ・ 地方自治法 236 条の非適用 (国賠請求権の性質)
- ・ その他を検討

0 / 4  
 3 / 3  
 0 / 3  
 小計 3 / 10

判量点 (20 点)

基礎裁量点 (10 点)

- 1 問題分析
- 2 法解釈
- 3 論理的思考
- 4 あてはめの充実
- 5 全体の構成、文筆力

2 / 2  
 2 / 2  
 2 / 2  
 2 / 2  
 2 / 2  
 小計 10 / 10

各論点における裁量点 (10 点)

- 1 問1につき無効事由限定の趣旨を指摘
- 2 問1につき明白性不要について言及
- 3 問2につき課税処分の特殊性について言及

2 / 2  
 4 / 4  
 4 / 4  
 小計 10 / 10



了、本心におも、訴訟処分、取消の判決を得るに  
必要は存在しない。

も、係争の作処分、事件の終了、金額の  
徴収と目的の達成、国賠訴訟の損害額を  
2. 違法な納付額を請求するに当たっては、  
結果として取消訴訟の結果を定算の上同一と  
帰し、取消訴訟の排他性を主張するに当たっては、  
思ふ、取消訴訟が訴訟処分の効力を争うものとして、  
国賠訴訟は違法存在の上、報告、不報告、回復  
を区別するに当たっては、制度趣旨、目的、勝  
訴要件を要する。また、国賠訴訟の損害額は、  
取消の適用(国賠法條)の適用に過ぎないことも、  
争点として、両者は同一の結果を争うこと  
を主張する。訴訟処分、金銭の徴収と目的  
の達成は、取消訴訟の排他性を主張するに  
当たっては、  
1. したが、本心におも、取消の判決を得るに  
必要は存在しない。訴訟処分の違法と理由を以て、  
訴訟を提起する。

第3. 設問3に於いて、上は指摘した。  
地方法院は、236条の金銭債権は、5年間の消滅  
時効期間を定めた上、地方公共団体の権  
利義務の早期の決済を必要とするものとし

て、本心におも、便宜と考慮の上、その基の上、  
1. したが、同事件、行政上の便宜と考慮を以て、  
原告は、金銭債権の適用を主張するに当たっては、  
2. 本件の取消訴訟の適用を以て、国民  
に対する違法な採算を主張するに当たっては、  
3. 地方公共団体の権利義務の確定は、  
4. 混乱を来すことなしとし、行政上の便宜と考慮  
を以て、原告の請求を認めることとする。

5. したが、236条の適用を以て、国賠法條)終了、事件  
の終了、24条の適用を以て、(国賠法條)時効期間は、  
6. 原告の主張を以て、被告は、被告の主張を以て、  
7. 原告の主張を以て、被告の主張を以て、  
8. 原告の主張を以て、被告の主張を以て、  
9. 原告の主張を以て、被告の主張を以て、  
10. 原告の主張を以て、被告の主張を以て、  
11. 原告の主張を以て、被告の主張を以て、  
12. 原告の主張を以て、被告の主張を以て、  
13. 原告の主張を以て、被告の主張を以て、  
14. 原告の主張を以て、被告の主張を以て、  
15. 原告の主張を以て、被告の主張を以て、  
16. 原告の主張を以て、被告の主張を以て、  
17. 原告の主張を以て、被告の主張を以て、  
18. 原告の主張を以て、被告の主張を以て、  
19. 原告の主張を以て、被告の主張を以て、  
20. 原告の主張を以て、被告の主張を以て、  
21. 原告の主張を以て、被告の主張を以て、  
22. 原告の主張を以て、被告の主張を以て、  
23. 原告の主張を以て、被告の主張を以て、

3頁

3頁

3頁

3頁

3頁

3頁

3頁

3頁

3頁

3頁

3頁

3頁

3頁

3頁

3頁

3頁

3頁

3頁

3頁

3頁

3頁

3頁

3頁

3頁

17 行政上の便宜と考慮の上、その基の上、

18 したが、同事件、行政上の便宜と考慮を以て、

19 原告は、金銭債権の適用を主張するに当たっては、

20 本件の取消訴訟の適用を以て、国民

21 に対する違法な採算を主張するに当たっては、

22 地方公共団体の権利義務の確定は、

23 混乱を来すことなしとし、行政上の便宜と考慮

24 を以て、原告の請求を認めることとする。

25 したが、236条の適用を以て、国賠法條)終了、事件

26 の終了、24条の適用を以て、(国賠法條)時効期間は、

27 原告の主張を以て、被告は、被告の主張を以て、

28 原告の主張を以て、被告の主張を以て、

29 原告の主張を以て、被告の主張を以て、

30 原告の主張を以て、被告の主張を以て、

31 原告の主張を以て、被告の主張を以て、

32 原告の主張を以て、被告の主張を以て、

33 原告の主張を以て、被告の主張を以て、

34 原告の主張を以て、被告の主張を以て、

35 原告の主張を以て、被告の主張を以て、

36 原告の主張を以て、被告の主張を以て、

37 原告の主張を以て、被告の主張を以て、

38 原告の主張を以て、被告の主張を以て、

39 原告の主張を以て、被告の主張を以て、

40 原告の主張を以て、被告の主張を以て、

41 原告の主張を以て、被告の主張を以て、

42 原告の主張を以て、被告の主張を以て、

43 原告の主張を以て、被告の主張を以て、

44 原告の主張を以て、被告の主張を以て、

45 原告の主張を以て、被告の主張を以て、

46 原告の主張を以て、被告の主張を以て、

47 原告の主張を以て、被告の主張を以て、

48 原告の主張を以て、被告の主張を以て、

論点 (30点)

問1 無効確認の訴え (10点)

- ・無効事由
- ・あてはめ (載入性)
- ・あてはめ (明白性)

2/2  
4/4 40点 +1  
0/4  
小計 7/10

問2 国家賠償請求 (10点)

- ・取消訴訟の排他的管轄についての指節
- ・国家賠償と排他的管轄との関係についての言及
- ・要件検討

3/3  
4/4  
0/3  
小計 7/10

問3 時効 (10点)

- ・地方自治法236条の非適用 (国賠法4条)
- ・地方自治法236条の非適用 (国賠請求権の性質)
- ・その他を検討

4/4  
3/3  
0/3  
小計 7/10

基礎点 (20点)

基礎知識点 (10点)

- 1 問題分析
- 2 法解釈
- 3 論理的思考
- 4 あてはめの充実
- 5 全体の構成、文章力

2/2  
2/2  
2/2  
2/2  
2/2  
小計 10/10

各論点における基礎点 (10点)

- 1 問1につき無効事由限定の趣旨を指摘
- 2 問1につき明白性不要について言及
- 3 問2につき課税処分の特異性について言及

2/2  
4/4  
4/4  
小計 10/10

設問1

何より設問を丁寧に読みましょう。

設問は、①「Xの立場から」②「本件各課税処分が無効であると主張するにはどのような構成が考えられるか」となっています。

①より、「認められるか否か」ではなくXの立場にたつて主張すべきことを書くことになり、②より、本案主張の構成を書くことになります。この点、①については「～と解する」等客観的な立場から書いている答案、②については訴訟要件を書いている答案が目立ちました。特に後者では致命的なミスとなります。問題文を「誘導」と考えて、丁寧に読み込むようにして下さい。

本件では、まず無効事由が重大・明白な瑕疵に限られることを述べ、本件課税処分がかかる無効事由に該当するとするにはどのような構成をしたらよいか、Xの立場から記述することになります。

まず瑕疵の重大性です。

瑕疵については、本件課税処分は本件基準表の適用を誤っていますから地方税法403条1項違反(違法)がいえますね。そして、その瑕疵の程度については、固定資産価格は評価基準によって定めることとされ、その評価基準では本件基準表の区分によって経年減点補正率を求めることとされていることから、本件基準表の適用を誤りは、固定資産価格に直結する、すなわち固定資産税の課税要件の根幹にかかわる重大な瑕疵であると言えそうです。この点については、注意義務違反やXの損害の重大性を記述している答案が多くありましたが、瑕疵とは「誤り」を意味しますから、まずは「地方税法403条1項違反という瑕疵の本件課税処分における位置づけは？」という観点から瑕疵の重大性を導きましょう。

次に瑕疵の明白性です。

Xの立場にたっているので、直「瑕疵の明白性は認められないが、本件では明白性要件は不要である」としてしまうのは本件では適切ではありません。「本件基準表の区分である「冷凍」「一般用倉庫」の意味は課税要件明確主義の要請によって一義的であるから、瑕疵の存在は何人によっても明らかである」として明白性についても肯定しましょう。なお、明白性の意味については昭和36年3月7日最高裁判決、37年7月5日最高裁判決参照。

そしてその上で「仮に明白性が認められないとしても」として、課税処分においては処分の存在を信頼する第三者の保護を考慮する必要がないことを指摘し、本件課税処分の無効事由において明白性要件は不要であることを記述しましょう。この点につき、昭和48年4月26日最高裁判決参照。

設問2

本問では、国家賠償法上の要件のみを丁寧に検討している答案が目立ちましたが、まずは「取消訴訟の排他的管轄」との関係が問題となります。

すなわち、「違法な本件課税処分」については、取消訴訟の排他的管轄より、取消訴訟で取消されない限りは一応有効に扱われることになり(公定力)、違法な処分について国賠訴訟を提起する場合にもあらかじめ取消訴訟において認容判決を得ておかなければならないか否かが問題となります。(なお、この点についての問題意識がなければ今回は採点上低い評価とせざるを得なくなっています。取消訴訟の排他的管轄について基本書等で確認をしてみてください。)

さて、結論としては、取消訴訟の排他的管轄（公定力）は国賠訴訟には及びません。その理由は、国賠訴訟は金銭賠償を求めるものであり、仮に処分が「違法」と認定されたとしても処分の効力そのものを覆すものではないので公定力とは抵触しないと考えられるからです。

もっとも、国賠訴訟において「違法」の認定を求める処分自体が金銭給付を求める本件課税処分のようなものである場合には、もうひとひねりが必要です。本件課税処分のような場合には、「国家賠償法に基づく損害賠償請求を許容することは、実質的に課税処分を取消すことなく差額分の過納金還付を請求することを認めることとなり、課税処分における公定力を否定することになるのではないか」という問題点が生じるからです。

この点について最高裁は、国賠訴訟に公定力が及ばないことにつき、「このことは、当該行政処分が金銭を納付させることを直接の目的としており、その違法を理由とする国家賠償請求を認容したとすれば、結果的に当該行政処分を取り消した場合と同様の経済的効果が得られるという場合であっても異なるというべきである」として、国賠訴訟の提起を認めています（昭和36年4月21日判決）。

理由としては、国賠訴訟においては故意・過失も要件となり過失態様や過失相殺等の検討を通じて事案に即した解決が可能であるから国家賠償請求を認めることが取消訴訟の効果と全く同一のものであるとはいえないという点や処分の相手方の救済の必要性といった点を考えることができるでしょう。

ただ、これには有力な反対説もあるので、しっかり理由付けがなされていればどちらの結論をとったとしても同様に採点をしています。

### 設問3

まず、本件で問題になっているのは、国家賠償請求権であるという前提が重要です（地方税法18条の3第1項の過誤納金還付請求権とは別個の権利です）。国賠請求権の時効についてその根拠法である国家賠償法には規定があるでしょうか。この点、国家賠償法は全6条の法律であり、直接時効についての規定は置かれていません。しかし、5条では、「・・・の責任については、前三条の規定による外、民法の規定による」と定められています。つまり、国家賠償法は民法（不法行為法）の特別法という位置づけだということですね。とすれば、国家賠償法に損害賠償請求権の時効についての規定がなければ、原則どおり民法の規定、すなわち民法724条が適用されることになる可以考虑することができます。

一方で、地方自治法236条との関係をどう考えるべきかについても問題となります。

この点については、地方自治法236条が消滅時効を5年に短縮した趣旨が「大量の債権債務を早期に決済する行政上の便宜」にあることを指摘して、国家賠償請求権はかかる趣旨に該当しないからその適用はないと考えることができるでしょう。

なお、採点上では、答案作成上の不意打ち防止の観点から設問1～3について各10点としています。上記国家賠償法4条あるいは地方自治法236条・国家賠償法の趣旨のうちどちらか一方を記述できれば、もう一方の配点分をご自身の点数にプラスしていただいても結構です。

### 最後に

今回は、地方税法にからむということもあって、なかなか書きにくい問題だったと思います。本試験においても見慣れない法律が問われることは十分予想されることでしょう。ただ、そのような問題だからこそ「基本」が問われていることに注意して下さい。その意味でも基本的な知識の理解が重要です。